

## 議案第 2 3 号

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を  
制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 第3条の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間における市長の給料の月額は、786,600円とし、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間における副市長の給料の月額は、649,800円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第3条に規定する額とする。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
附 則	附 則
1～7 略	1～7 略
<u>8 第3条の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間における市長の給料の月額は、786,600円とし、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間における副市長の給料の月額は、649,800円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第3条に規定する額とする。</u>	